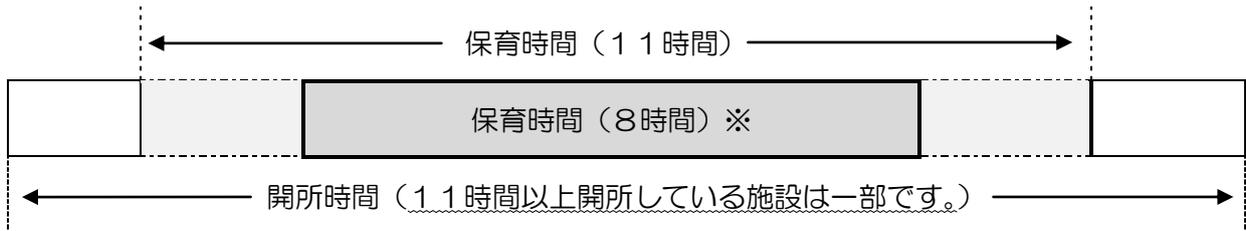


保育標準時間と保育短時間について

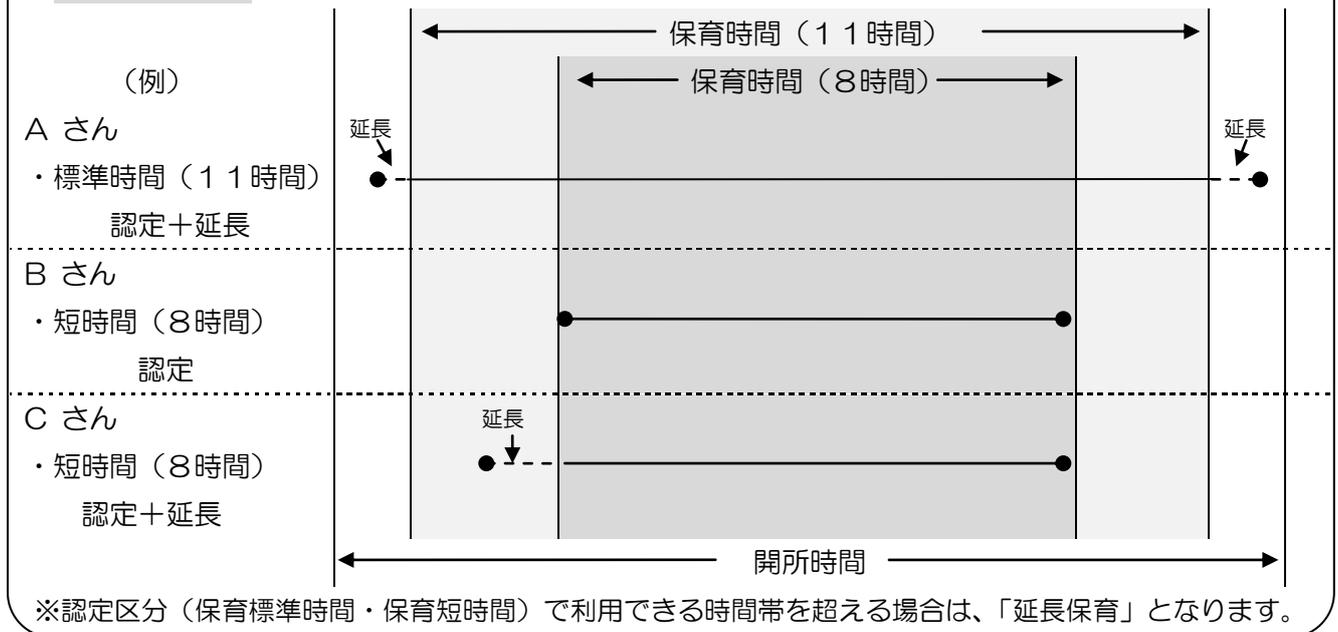
- ・「保育標準時間」、「保育短時間」のどちらの区分で認定されているかによって、給付の範囲内で利用できる時間帯が異なります。
- ・保育時間（8時間）は、「保育短時間」認定のお子さんの利用可能な時間帯で、おおむね児童全員がそろって保育を受ける時間帯です。
- ・保育時間（11時間）は、保育時間（8時間）を含む11時間で、「保育標準時間」認定のお子さんの利用可能な時間帯です。
- ・保育時間帯は、各保育所等で異なります。各保育所等にお問合わせください。

（公立保育所：保育短時間 8時15分から16時15分まで、保育標準時間 7時30分から18時30分まで）



※ 1日の生活リズムや保育カリキュラム、集団生活での育ちを考慮し、おおむね児童全員がそろって保育を受ける時間帯

利用のイメージ



※認定区分（保育標準時間・保育短時間）で利用できる時間帯を超える場合は、「延長保育」となります。